

県北広域振興局長告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成29年3月17日

県北広域振興局長 八重樫 一 洋

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 二戸軽米線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市福岡字長嶺50番19地先から字高清水7番3地先まで	新	m 48.0~13.2	m 437.8
	旧	31.1~5.7	437.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター

イ 期間 平成29年3月17日から同年4月17日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 二戸一戸線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
二戸市福岡字落久保17番8地先から字城ノ外36番地先まで	新	m 31.6~12.5	m 227.4
	旧	21.1~8.6	224.2

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県北広域振興局土木部二戸土木センター

イ 期間 平成29年3月17日から同年4月17日まで